

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民部 市民課

契約業者名・住所	株式会社第一ビルディング 東関東支店 支店長 本宮 大輔・千葉県柏市末広町 7 番 3 号
工事等の名称	松戸市マイナンバーカード交付センター清掃業務委託
工事等の場所	松戸市本町 1 4 番地の 2 松戸第一生命ビルディング
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	1, 179, 314 円（うち消費税及び地方消費税の額 107, 206 円）
工事等の概要	マイナンバーカード交付センターの清掃
随意契約の理由	本事業は、松戸市マイナンバーカード交付センターにおける清掃業務を委託するものである。 当該物件の清掃業務委託契約は、株式会社第一ビルディングに賃貸借契約上指定されており、同社が唯一の契約相手であることから、競争性が発生しない。 従って、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約とするとともに、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、上記見積業者より見積書を徴するものである。